

原子力規制庁に対するご質問について

<ご質問①>

新基準の中に東電の社員及び東芝・日立等原発のメンテナンス作業に関わる人々の「労働契約」は、警察官・消防士などのように職務遂行のためには生命の危険にさらすことを前提とした労働契約が盛り込まれているか。新基準に盛り込まれていないなら、今後、これらに対して如何に対処してゆくのか。

職務遂行のためには生命を危険にさらすことを前提とした労働契約がなされないような原発運用組織（東京電力及び東芝・日立等原発のメンテナンス作業に関わる全ての組織）が存在しないならば、原発の再稼働・設置を許してはいけなくないと考えますが規制委員会はどのように考えるか明確に答えて頂きたい。

(回答)

原子炉等規制法及び同法に基づく新基準には、労働契約に関する規定は含まれていません。

新基準では、福島第一原子力発電所事故のように設計上の想定を超えて複数の機器が同時に機能喪失するような事故が発生した場合でも、

- ① あらかじめ配備してある可搬型設備などにより、炉心の著しい損傷を防止するための対策
- ② 万一炉心損傷に至った場合でも格納容器の破損を防止し、かつ、放射性物質が異常な水準で敷地外へ放出されることを防止するための対策

等を求め、この様なシビアアクシデント発生時においても必要な作業を行うための事故対策等を実施する組織の体制（指揮命令系統、必要な資機材の確保、作業場所の遮蔽、手順書の整備、人員の配置等）について整備を求めています。

なお、この体制の整備にあたっては、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」に規定されている線量限度以下の、できる限り低い被ばく線量で現場対応が出来るようにすることが必要と考えています。

<ご質問②>

原発における過酷な事故が生じたとき、①危険な職務を誰が負うのか。原発の作業員か、自衛隊員か、消防隊員か。②危険な作業を命令するのは、電力会社の経営者か、政府か。

(回答)

原子力災害対策特別措置法では、原子力防災管理者は、その原子力事業所において第十条第一項の政令で定める事象が発生したときは、直ちに、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、当該原子力事業所の原子力防災組織に原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせなければならないことを規定しています。